薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ
　当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第９条の４によって義務付けられております。

１．許可区分：薬局

２．許可証の記載事項
・薬局開設者名：
・薬局名：
・許可番号：
・許可年月日：
・有効期間：
・所在地：
・所轄自治体名：

３．薬局管理者：氏名　（薬剤師）

４．当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
a 薬剤師　：　氏名
　　担当業務
b 登録販売者（従事した期間が２年以上）
　　氏名
　　担当業務
c 登録販売者(従事した期間が２年未満）
　　氏名
　　担当業務

５．取り扱う医薬品の区分
□要指導医薬品　□第１類医薬品　□指定第２類医薬品
□第２類医薬品　□第３類医薬品

６．勤務者の名札等による区別
・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が２年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札を付けています。

７．① 営業時間での相談対応時間及び連絡先
・　　：　　～　　：
・定休日：
・連絡先：

②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
・　　：　　～　　：
・連絡先：

③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
・　　：　　～　　：

８．緊急時における連絡先
・連絡先：

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。